

北九州高専技術コンソーシアム会則

(名称)

第1条 本会は、北九州高専技術コンソーシアムと称する。

(目的)

第2条 本会は、北九州工業高等専門学校（以下「北九州高専」という。）の教育研究に協力するとともに、北九州高専と会員との連携・交流を深め、北九州地域の産業の振興を図り、地域社会の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 北九州高専の教育研究の支援に関すること。
- (2) 地域産業界及び官と北九州高専の技術交流、共同研究等の促進に関すること。
- (3) その他、地域社会の産業・文化の振興・発展に関すること。

(組織)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する次の各号に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 法人会員（企業）
- (2) 個人会員
- (3) 特別会員（公共団体）

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監査役 2名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 顧問 若干名

2 役員は、総会において選出する。ただし、会長、副会長は役員の互選により決する。

3 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 任期途中で交代した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任期)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、本会運営に関する事項を処理する。

4 監査役は、本会の会計及び事業の状況を監査する。

5 幹事は、本会の庶務及び会計を担当する。

6 顧問は、会議に出席して指導・助言する。

(名誉会長)

第7条 役員会は、本会の運営において特に顕著な功績があった会長が退任した場合、名誉会長に推薦することができる。

2 名誉会長は、総会において承認される。

3 名誉会長は、会長の求めに応じて、役員会及び総会で意見を述べることができる。

(会議)

第8条 会議は、総会及び役員会とし、会長が召集する。

(総会)

第9条 総会は、会員をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、緊急を要する場合は臨時に開催することができる。

2 総会の議長は、会長をもって充てる。

3 総会において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算

(3) 役員を選出

(4) 会則の改正

(5) その他本会の運営に関する重要事項

4 総会は、会員の過半数（委任状を含む）をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

(役員会)

第10条 役員会は、役員をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。

2 役員会の議長は、会長をもって充てる。

3 役員会は、本会の事業計画及び運営に関する諸事項を協議し、これを処理する。

(入会)

第11条 本会への入会を希望する者は、所定の申込書を会長へ提出するものとし、第12条に規定する会費を納入する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 年会費は次のとおりとする。

(1) 法人会員 2口以上（1口：10,000円）

(2) 個人会員 2口以上（1口：1,000円）

ただし、特別会員は会費不要とする。

3 年会費の徴収方法については別に定める。

4 年度途中の入会の場合も1年分を納入するものとし、また既納の会費は返却しない。

(退会)

第13条 退会する者は、所定の退会届を会長へ提出しなければならない。

2. 退会する者の既納の会費は、返還しない。

3. 第12条に規定する会費の納入が無い場合は、当該年度末をもって退会とする。

(除名)

第14条 役員会は、会員が次のいずれかに該当する場合に総会の決議により当該会員を除名することができる。

(1) 日本国が定める法令、その他の規則及び本会の会則に違反したとき

(2) 本会の名誉を棄損したとき

(3) 本会の目的に反する行為をしたとき

(4) 会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第15条 会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 会員から退会の申し出があり、所定の退会届が受理されたとき

(2) 個人会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき

(3) 法人会員又は特別会員が解散したとき

(4) 除名されたとき

(5) 本会が解散したとき

(事務局)

第16条 本会の事務局を北九州工業高等専門学校内に置く。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(解散)

第18条 本会は総会の議を経て解散することができる。

(その他)

第19条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会で定める。

附 則

1. この会則は、平成30年7月5日から施行する。

2. 設立初年度の役員の任期は、第5条の規定に関わらず、平成32年3月31日までとする。

3. 設立初年度の事業計画及び収支予算は、第12条の規定に関わらず、平成31年3月31日までとする。

附 則

この会則は、令和2年5月29日から施行し、改正後の会則の規定は、令和2年4月1日から適用する。